福井市都市公園内への災害応急対策物資備蓄倉庫の設置に係る許可基準等に関する要綱

１　目　的

この要綱は、市が管理する都市公園に、都市公園法（昭和 31 年法律第７９号）で定める公園施設のうち、同法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）第５条第８項で定める災害応急対策物資備蓄倉庫（以下「倉庫」という。）を公園管理者以外の者が設置する場合における許可（以下「設置許可」という。）等に関する必要な事項を定め、改正都市公園法の施行に伴う公園施設の設置に係る弾力的運用を図るとともに、都市公園の防災機能の向上及び適正な管理に資することを目的とする。

２　設置許可の申請

（１）設置許可の申請は、自主防災組織地区連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）の長に限って認めるものとする。

（２）設置許可の申請をする者（以下「申請者」という。）は、都市公園法第５条第１項の規定に基づき、福井市都市公園条例（昭和 50 年福井市条例第 18 号）第８条各号に掲げる事項を記した申請書（「公園施設設置許可申請書」）を提出し、公園管理者の許可を得なければならない。

３　設置許可の申請に係る過渡的措置

（１）連絡協議会が未設置の地区にあっては、連絡協議会が設置されるまでの間、過渡的措置として当該公園が属する地区の地区自治会連合会の長による申請を認めるものとする。

（２）連絡協議会が未設置の地区で、かつ地区自治会連合会が申請を行わない地区においては、連絡協議会が設置されるか地区自治会連合会が申請を行うまでの間、過渡的措置として当該公園が属する地域の自主防災組織の長又は当該公園周辺 250m以内（近隣公園にあっては周辺 500m以内）の単位自治会の長による設置許可の申請を認めるものとする。

（３）過渡的措置として（２）の申請を行う場合において、申請者は当該公園周辺 250m以内の単位自治会の同意（近隣公園にあっては当該公園周辺 500m以内の単位自治会の同意）及び地区連合自治会の同意を得た上で、同意書の提出をすること。

４　設置許可の基準

（１）公園管理者は、次の要件のいずれにも該当する場合に限り、設置許可をすることができる。

①倉庫を設置できる都市公園の種別は、街区公園及び近隣公園（以下「公園」という。）に限るものし、街区公園にあっては公園管理人が設置されていること。

②倉庫の設置は、１公園につき原則１棟に限るものする。

③倉庫１棟当たりの面積は 10 ㎡程度とし、当該倉庫の建築面積と他の建築物（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第２条第１号に規定する建築物をいう。但し、占用許可を受けているものを除く。）として設置されている建築面積の合計が当該公園の敷地面積の２％を超えないこと。

④倉庫の設置に当たり、建築確認申請等、建築基準法その他の法令に基づく手続きが必要な場合（防火地域、準防火地域など）は、所定の手続きを行っていること。

⑤倉庫の位置については、公園管理者と協議を行うこと。この場合において公園利用者の利便に支障がある位置及び今後の公園整備に支障が認められる位置については設置を認めない。

⑥倉庫の設置に当たっては、原則として既存の公園施設等の移設等を伴わないものであること。ただし、やむを得ず移設等が必要な場合は、設置の許可を得て設置をする者（以下「設置者」という。）の負担で移設を行うものとする。

５　設置許可の期間

設置許可の期間は５年を限度とし、満了ごとに更新するものとする。

６　費用の負担

（１）倉庫の設置に起因する事故は、原因者が責任を持つこと。

（２）倉庫の設置及び維持管理は、設置者の責任において行い、その費用は設置者が負担すること。

（３）公園管理者は、倉庫の設置に係る使用料を免除することができる。

７　設置者の責務

倉庫の設置者は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

（１）倉庫には管理責任者を置き、管理責任者の氏名及び連絡先及び災害対策応急物資備蓄倉庫である旨を倉庫に表示すること。また管理責任者に変更等が生じた場合は速やかに表示の変更を行うこと。

（２）倉庫の新設、増設、改修等を行う場合は、公園管理者の許可を得ること。

（３）倉庫は、周辺の景観に配慮して設置するものとし、清掃・修繕等を通じて美観の維持に努めること。

（４）倉庫の設置、使用に起因する事故等については、設置者の責任と負担において処理するとともに、定期的に巡回するなど安全対策を講ずること。

（５）公園の維持管理上やむを得ない場合には、倉庫の移転、除却等を命ずる場合があり、設置者の責任と負担において行うこと。

（６）当該公園における利用の促進及び清掃美化等の維持管理について積極的に協力すること。

（７）平常時における倉庫の使用に当たっては、公園利用者の迷惑になったり、その利用を阻害しないよう注意すること。

（８）倉庫は災害対策応急物資を備蓄するためのみに使用し、設置目的以外に使用しないこと。

（９）倉庫での災害対策応急物資の備蓄が必要なくなったとき、また倉庫の設置が不要になったときは、公園管理者に届出のうえ、設置者の責任と負担において速やかに撤去を行うこと。

（10）都市公園法、都市公園条例等関係法令を遵守すること。

（11）その他公園管理者の指示に従うこと。